黒板に書かれた絵

低い精度で自動的に生成された説明

**社会保険労務士**

**川村社労士事務所便り**

**2023年12月号**

連絡先：〒260－0033   
 千葉市中央区春日2-21-10-701  
電話 ： 043-306-2856 ＦＡＸ ： 043-306-2857

ｅ－ｍａｉｌ：hiro@kawamura-sr.com

**今年度の被扶養者資格再確認における「年収（130万円）の壁」対応**

**◆「被扶養者資格再確認」とは？**

　健康保険の被扶養者は、法令で毎年一定の期日を定め確認することとされています。協会けんぽ加入事業者には、令和５年度分の書類が、令和５年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送されます。

**◆提出期限までに事業者がすべきことは？**

　提出期限は、令和５年12月８日（金）です。期限までに、自社の被保険者に対して、令和５年９月16日現在の被扶養者（４月１日時点で18歳未満の方、４月１日以降に被扶養者になった方、任意継続被保険者の被扶養者は対象外）について、文書等により被扶養者の要件を満たしているかを確認し、被扶養者状況リストに結果を記入します。

別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については厳格な方法による再確認が必要となるため、協会けんぽから送られてくる被扶養者状況リストに同封の被扶養者現況申立書を記入し、確認書類とともに提出します。

**◆「年収（130万円）の壁」対応の内容は？**

　政府の「年収の壁・支援強化パッケージ」により、年収が130万円以上であっても人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加である場合、その旨の事業主証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする方針が示されました。

　そのため、上記に該当することが確認できた場合は、被扶養者状況リストの「変更なし」にチェックをしたうえで、「一時的な収入変動」に係る事業主証明と併せて提出します。所得証明書等を提出する必要はありません。

　なお、収入増加の理由が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加でない場合は、事業主証明の提出は不要です。

【全国健康保険協会「事業主・加入者のみなさまへ「令和５年度被扶養者資格再確認の実施方法等について」（令和５年11月９日更新）」】

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat590/info231023/

**「年収の壁」対策のキャリアアアップ**

**助成金（社会保険適用時処遇改善**

**コース）が新設されました**

厚生労働省は、年収の壁・支援強化パッケージとして、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を新設し、2023年10月20日から手続きを開始しました。

キャリアアップ計画書を作成した上で、要件とされる取組みを６か月間継続した後、２か月以内に申請をします。

**◆対象となる労働者**

・2023年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件を満たす者であること

・社会保険加入日の６か月前の日以前から継続して雇用されていること

・社会保険加入日から過去２年以内に同事業所で社会保険に加入していないこと

**◆手当等支給メニュー**

事業主が労働者に社会保険を適用させる際に、「社会保険適用促進手当」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成されます。助成額は、労働者１人あたり中小企業で10万円（大企業は7.5万円）が６か月ごとに、３年目までの合計で最大50万円(大企業は37.5万円)支給されます。

【要件となる取組み】

1. １年目：賃金の15％以上を追加支給
2. ２年目：賃金の15％以上を追加支給＋３年目以降の取組み
3. ３年目：賃金の18％以上を増額

**◆労働時間延長メニュー**

　所定労働時間の延長により社会保険を適用させる場合に、事業主に対して助成を行うものです。以下の表の①～④のいずれかの取組みを行った場合に、労働者１人あたり中小企業で30万円（大企業は22.5万円）が支給されます。

【要件となる取組み】

1. 週所定労働時間を４時間以上延長
2. 週所定労働時間を３時間以上４時間未満延長＋５％以上の賃金の増額
3. 週所定労働時間を２時間以上３時間未満延長＋10％以上の賃金の増額
4. 週所定労働時間を１時間以上２時間未満延長＋15％以上の賃金の増額

**◆併用メニュー**

助成額は、下記①で上記の「手当等支給メニュー」と同じ労働者１人あたり６か月ごとに10万円（大企業7.5万円）、②で労働者１人あたり30万円（大企業は22.5万円）が支給されます。

【要件となる取組み】

1. １年目：賃金の15％以上を追加支給
2. ２年目：労働時間延長メニューの①～④に同じ

【厚生労働省「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」リーフレット】

https://www.mhlw.go.jp/content/001159314.pdf

**12月の税務と労務の手続期限［提出先・納付先］**

11日

* 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
* 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞

［公共職業安定所］

* 特例による住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

31日

* 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
* 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
* 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
* 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］
* 固定資産税・都市計画税の納付＜第3期＞［郵便局または銀行］

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

* 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出

［給与の支払者（所轄税務署）］

* 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、

住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、

所得金額調整控除に係る申告書の提出［給与の支払者（所轄税務署）］

※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

0

黒板に書かれた絵

低い精度で自動的に生成された説明

**～当事務所より一言～**